

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月10日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第29号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後						
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）					別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）						
組織			職		区分	組織			職		区分
知事	本庁	略									
		健康福祉部	監査監				略				
		略									
	現 地 機 関	略									
		地域交流部	略 佐賀空港事務所長 略				略 <u>3 種</u> 略				
		略									
略					略						
公安委 員会	略										
	警察署	佐賀南警察署長、佐賀北警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、鹿島警察署長、小城警察署長及び神埼警察署長				略					

知事	本庁	略								
		健康福祉部	監査監 <u>こども政策調整監</u>				略 <u>4 種</u>			
		略								
	現 地 機 関	略								
		地域交流部	略 佐賀空港事務所長 略				略 <u>2 種</u> 略			
		略								
略					略					
公安委 員会	略									
	警察署	<u>警察署長（白石警察署を除く。）</u>				略				

改正前					改正後				
			白石警察署長	略			警察署長（白石警察署に限る。）	略	
			略	略			略	略	

附 則

この規則は、令和 7 年10月14日から施行する。